

5月21日から

裁判員制度が始まりました！

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めていただく制度です。これにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民のみなさんの信頼の向上につながることが期待されています。

裁判員裁判の対象となる事件…人を殺した場合（殺人）、強盗が人にけがをさせ、あるいは死亡させてしまった場合（強盗致死傷）、人にけがをさせ、死亡させてしまった場合（傷害致死）、人の住む家に放火した場合（現住建造物等放火）など

1 裁判員の選ばれ方

- (1) 選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。
- (2) 名簿に載った方には、その旨を11月頃に通知します。その通知には、裁判員とすることができない事情の有無や客観的な辞退事由に該当しているかどうかなどをお尋ねする調査票を同封しています。返送していただいた調査票により明らかに裁判員になることができない人や、1年を通じて辞退事由があると認められた人は、裁判所に呼ばれることはありません。
- (3) 裁判員裁判の対象となる事件が提起（起訴）されると、事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者（50人から100人程度）が選ばれます。
- (4) 各事件の裁判員候補者の方には、原則として裁判の日の6週間前までに、質問票と共に「裁判員選任手続期日のお知らせ（呼出状）」が送られます。返送いただいた質問票により辞退が認められた場合（交通事故で重傷を負い入院中である等）には、呼出しを取り消しますので、裁判所へ行く必要はありません。
- (5) 裁判の当日、裁判員候補者は、たつの市民にあっては神戸地方裁判所姫路支部へ行くこととなります。裁判長は裁判員候補者に対し、事件との利害関係の有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。
- (6) 最終的に事件ごとに裁判員6人が選ばれ（事件によっては他に最大6人までの補充裁判員が選ばれます。）、ほとんどの事件でその日の午後から審理が始まります。

2 裁判員の仕事や役割

- ①裁判官と一緒に、刑事事件の裁判（公判といいます。）に立ち会い、証拠などを取り調べるほか、証人や被告人に対する質問を行います。もちろん裁判員から、証人等に質問することもできます。
- ②公判の終了後、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、結論を決める（評決）こととなります。
- ③評議の結果に基づき、評決の内容が決まると、法廷で判決が宣告されることとなります。裁判員としての役割は、判決宣告により終了します。



※法律の知識について

有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されますので、心配ありません。さらに、検察官や弁護士も、裁判員の皆さんに分かりやすい裁判を行うよう努力します。

※守秘義務について

裁判員は、「評議」の秘密を守らなければなりません。評議の秘密とは、非公開の評議で誰がどのような意見を言ったかということなどです。また、裁判員の仕事をすることで知った、事件と関係のない個人のプライバシーなどの秘密も、守らなければなりません。

◎問い合わせ先 神戸地方裁判所総務課（☎078・367・1020）

第7回八朔のひなまつり in 室津を開催

はつさく

御津町室津地区で八朔のひなまつりが開催されます。

八朔とは旧暦八月一日のこととで、古くから重要な節目として、八朔節供とかタノミの節供などと言われ、さまざまな行事が行われました。

瀬戸内海地域では、米の粉で人形、動物、野菜などを作る風習があり、ところによっては、これらの人形を八朔雛と呼んで、あたかも三月雛のように催し、子供の成長を願いました。

室津では、八朔にひなまつりを行うのは、室山城の落城という悲しい出来事が背景にあると言われています。

- ◎とき 8月22日(土)～30日(日)
- ◎ところ 御津町室津地区内
- ◎催し

- ・ 室津海駅館「大橋富夫写真展 室津の民家・屋根の記憶」
- ・ 室津民俗館「引田（東かがわ市）の雛人形展示」
- ・ スタンプラリー
- ・ 雛人形を展示している各家では「ひな遊び」を期間中開催します。
- ・ 22日(土)9時～ シンコ細工作り



・ 23日(日)18時30分～ 灯りと音楽の夕べ

歌（大西由香里氏）

篠笛（城山如水氏）

・ 30日(日)10時～ 献茶式

・ 越前琵琶（大藪旭晶氏）

「八朔のひな祭り しおり姫物語」

篠笛（城山如水氏）

「風の音 室町八朔の雛まつり」

◎主催 室津を活かす会

◎問い合わせ 室津海駅館

☎324・0595

▼町並み対策課（☎64・3167）

平成21年度グッドデザインひょうご選定商品の募集について

兵庫県では使う人の視点を取り入れて開発されたデザイン性の高い商品を「グッドデザインひょうご選定商品」と選定し、推奨しています。

この機会に「グッドデザインひょうご選定商品」として商品力アップに挑戦してみませんか。

◎募集期間 9月30日(木)まで

◎部門 産業・ビジネス、日常生活、食品パッケージ

◎申請方法 ①グッドデザインひょうごウェブサイト

(<http://www.hyogo-ai.or.jp/gdn/>)

より必要事項を記入してエントリーしてください。事務局より確認書（選定申請書）を送付させていただきます。

②選定申請書の記載事項を確認いただき、押印した資料を添付の上事務局に送付してください。（詳しくは「グッドデザインひょうご」ウェブサイトをご参照ください。）

◎問い合わせ（社）兵庫工業会 神戸事務所（☎078・360・3255）又は、兵庫県工業振興課（☎078・362・3334）

定額給付金申請受付中

定額給付金の申請を受け付けています。申請書の提出がまだお済みでない方は、3月に市から発送した申請書を郵送又は窓口へ提出してください。

◎添付書類

・ 本人確認書類（免許証、保険証等）の写し

・ 振込口座確認書類（通帳、キャッシュカード等）の写し

◎申請受付場所

市役所本庁・各総合支所の定額給付金窓口

※8月18日(火)から本庁の受付場所は市民課に変更となります。

◎申請受付期限

9月3日(木)

※窓口受付は8時30分から18時までです。（土曜・日曜・祝日を除く）

※申請受付期間を過ぎると給付金を受け取ることができなくなります。

定額給付金の申請書をまだ受け取っておられない方につきましては、左記の連絡先までご連絡をお願いします。

▼定額給付金担当（☎64・3215）

▼市民課（☎64・3147）

選挙あれ？これ！

インターネットで選挙運動はできるの？

パソコンのディスプレイに表示される文字等は、公職選挙法に規定する「文書図画」にあたり、パソコンのディスプレイに表示された文書等を一定の場所に掲げて人に見えるようにすることは「掲示」に、不特定又は多数の方の利用を期待してインターネットのホームページを開設することは「頒布」にあたりと解されていますので、選挙運動に使用することはできません。

但し、選挙運動にわたらない純粋な政治活動として、政治家や政党がインターネットのホームページを開設し、選挙運動性のない政見などをそのホームページに掲載することは可能です。



明るい選挙
イメージキャラクター
「めいすいくん」

▼選挙管理委員会事務局
たつの市明るい選挙推進協議会（☎64・3183）